

(注記) 両問とも適用条文は改正民法(平成29年法律第44号。2020年4月1日施行)を基準とする。

【設問1】下記の事実をふまえて問いに答えなさい。(30点)

(事実)

- 1 Aは妻Bと二人の息子C(25歳)とD(16歳)を残して病死した。
- 2 BはA、Dと同居していた土地付きの家甲を相続し(時価4000万円)、CはAの所有する株券などを相続し(時価2000万円)、DはAの所有する更地乙(時価2000万円)を相続した。
- 3 Cは父親から相続していた株券を現金化し、それを元手にインターネット喫茶を開店しようと考えていたが、折からの株価の下落で資金に困ってしまった。
- 4 そこでCは母Bに対して、D名義になっている乙地を担保にCがE銀行から1000万円の融資を受けたいので、BがDの代理人としてE銀行との間で抵当権設定契約を結んでくれないかと頼んだ。
- 5 BはCの言う通りに、CがEから融資を受ける1000万円の担保のために未成年者D(当時17歳)の代理人としてEとの間で乙地に抵当権を設定する契約を締結し、その旨の登記もなされた。
- 6 なおBはこの抵当権設定契約締結の際に、Eの担当者に対して、「Cにはインターネット喫茶店の開店の資金が必要だが、父親から相続した株券の価値が下落して困っているのので、弟のDが相続した乙地に抵当権を設定することにした」と話した上で、「Dもこのことを承知している」と説明したが、実際は、BはDには何も相談していなかった。

(問い)

3年後に事実5を知ったDは、法科大学院に通い優秀だと自負しているいとこのあなたに、Dに無断で母親Bが代理してなした上記の抵当権設定契約の効力を否定し、抵当権設定登記の抹消手続きを請求することは可能かを尋ねた。Eからなされる反論も踏まえて、考えられる法的主張を論じなさい。(30点)

【設問2】下記の事実1～8をふまえて、問いに答えなさい。各問いは相互に独立している。(70点)

(事実)

- 1 Xが描いた絵画甲および乙は、同一のモチーフを内容とする大きさも同じものであった。
- 2 2016年8月14日、Xのアトリエが空き巣に遭い、アトリエに置いてあった甲がその他の金品と共に盗まれてしまった。翌日Xは、警察に被害届を出した。
- 3 同年9月15日、XはXのファンというAの求めに応じて、乙を100万円で売ることにし、

代金は3回分割にすることに了解し、頭金として20万円を受け取って、Aに乙を引き渡した。

- 4 同年12月22日、Aは、分割金40万円をXに支払った。
- 5 2017年3月20日、XはAから残代金40万円の支払期限としていた同月17日になってもAからの支払がないので、A宛に月末までに支払ってもらえなければ、売買契約を解除する旨の郵便を送付した。
- 6 翌日、Aからはお詫びと支払う旨の電話連絡があったが、月末になっても40万円は支払われなかった。
- 7 6の電話以降、Xは、Aに連絡が取れず、Aの留守宅を訪れて家族に話を聞いたが、Aの行方も乙の所在もわからなかった。その後、Aについては、家族から警察に捜索願が出されている。
- 8 2018年7月1日、Xは、B画廊の常設展示室に自分の作品の甲と乙が並べて展示してあることを友人から聞いて、B画廊を訪れた。XがBの代表取締役から聞いた話では、絵画の収集家であったCが同年4月に亡くなり、Cの遺族Dらから絵の購入を打診された。Bは、同年5月6日に、遺産の中の絵の数点をDらから買い受けたが、甲および乙ともその中に含まれ、甲および乙とも120万円の価格で取得した。Bは、Cが著名な収集家であることから、甲や乙もCが適法な売買によって買い受けたものだと思っていた、とも述べた。実際には、Cは身元の知れない者からも美術品を買い集めることがあった、ということが後からわかった。

(問い1) (30点)

2018年7月31日現在、Xは、甲および乙の返還をBに求めることができるか。

(問い2) (10点)

XがBに対して法的な措置をとらないまま2018年9月15日になった場合において、XがBに甲および乙の返還を求めることができないとき、Xは、Dらから240万円の返還を請求することができるか。

(問い3) (30点)

1～8の事実に加えて次の9および10の事実が生じた場合、2018年9月15日に、Xは、甲および乙の返還をEに求めることができるか。

- 9 2017年12月29日、B E間に結ばれた契約の概要は次のとおりである。「Bは、Eから3000万円を利率10%で6か月借り毎月利息を支払う。その借入金の担保として、Bは、Bが画廊および倉庫において所有する絵画、版画、彫刻その他一切の美術品をEに譲渡する。Eは、Bが引き続きこれらの美術品を占有し、画廊で展示することを認める。Bが美術品を売却した場合には、Bは、遅滞なくEに売却契約の内容を通知し、売却額の20%を借入金の繰上弁済として支払う。Bが、利息の支払を怠った場合その他約定に違反した場合には、Eは直ちに担保を実行することができる」。
- 10 2018年8月1日、Eが、B画廊に対する担保の実行として、Bの同意を得て、Bから絵画等の美術品をすべて持ち出した。